

**令和 7 年度
広島市産後ケア事業(宿泊型・通所型)
委託事業者募集案内**

令和 7 年 4 月

広島市こども未来局こども青少年支援部母子保健担当

1 委託業務名

広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）

2 事業内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

退院直後で支援が必要な母子を対象に、宿泊や通所を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を確保し、宿泊や通所による産後ケアを提供できる事業者を広く募集する。

(2) 用語の定義

以後、特に説明なければ用語を次のとおり定義する。

ア 宿泊型

母子を宿泊させ、産後ケアを提供するサービス形態。入所時間は午前 10 時、退所時間は午後 7 時とする。その際、食事は三食提供することを原則とする。

ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。

イ 通所型

母子を通所させ、産後ケアを提供するサービス形態。実施時間は原則として午前 10 時から午後 7 時までとする。その際、食事は二食提供することを原則とする。

ただし、本事業の利用に係る乳児に対する食事（離乳食等）については、利用者の希望を踏まえ、委託事業者が決定することができるものとする。

(3) 利用対象者

広島市内に住民登録を有する産後 1 年未満の母親と乳児のうち、産後ケアを必要とする者。ただし、母子ともに医療行為が必要な者を除く。なお、流産や死産を経験して 1 年未満の女性を含む。

事業者は、母子の安全性の確保の観点から、予め、受け入れ可能な利用対象者の産後期間の目安を決めることができる。

上記にかかわらず、広島市が特に必要と認める場合は、利用対象者とする。

(4) 業務内容

事業者は、実施する業務として宿泊型、通所型のいずれか、又はその両方を選択の上、次のサービスを提供する。

ア 母体の体力の回復への支援

イ 母体管理及び生活面の指導

ウ 乳房管理

エ 沐浴、授乳等の育児指導

オ 乳児の世話、発育・発達のチェック

カ 在宅における子育てや生活の仕方に関する相談及び指導

キ その他必要とする育児指導

※ 事業の詳細は、別紙「広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託業務仕様書」を参照すること。

(5) 実施要件

広島県内に設置された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所であり、次に掲げる要件をみたしているものとする。

ア 本事業に従事する保健師、助産師又は看護師を配置（宿泊型を実施する場合は、24 時間 1 名以上の保健師、助産師又は看護師を配置できること。通所型を実施する場合は、助産師を常駐させること。）し、母体ケア、乳児ケア、育児指導を行う体制が確保できること。

イ 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。

ウ 食事の提供ができること。

エ 広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）実施要綱第 4 条に規定する事業の内容を実施できること。

オ 広島市と適切な連携・調整を行うことができること。

(6) 契約期間

次のいずれかとする。

ア 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

イ 契約締結日※～令和 8 年 3 月 31 日

※ 令和 8 年 1 月 31 日までは年度途中でも契約を締結することができる。

(7) 費用について

ア 委託料

広島市は、表 1 の利用料から表 2 の利用者負担額を控除した額を委託事業者に支払う。

(表 1) 利用料

種 別	料金（非課税事業）
宿泊型	1 日※につき 28,464 円
通所型	1 日につき 14,672 円

※ 1 泊 2 日の利用の場合は 2 日とカウントする。

(表 2) 利用者負担額

令和 7 年度については、広島市妊産婦支援事業補助金交付要綱に基づき、事業者を通して利用者負担額の半額を補助するため、利用者負担補助金に相当する額を控除したうえで、利用者負担額の徴収すること。

なお、利用者負担補助金は、事業者から広島市に対する交付申請により、広島市から事業者に対して支払う。

種 別	世帯区分	利用者負担額 （非課税事業）	利用者負担補助額 （利用者負担額の半額）	利用者負担補助額を 控除した徴収金額
宿泊型	1	1 日につき 5,568 円	1 日につき 2,784 円	1 日につき 2,784 円
	2	0 円	0 円	0 円
通所型	1	1 日につき 3,409 円	1 日につき 1,704 円	1 日につき 1,705 円
	2	0 円	0 円	0 円

※世帯区分 1 は市民税課税世帯、世帯区分 2 は市民税非課税世帯または生活保護世帯

イ 加算

- (ア) 広島市は、本事業を利用した乳児が多胎の場合は、委託料に、2 人目以上の乳児 1 人につき表 3 の額を加算した額を委託事業者に支払う。

(表 3) 多胎の利用に係る加算額

種別	2 人目以上の乳児 1 人につき加算する額
宿泊型	1 日につき 3,000 円
通所型	1 日につき 1,500 円

- (イ) 広島市は、本事業を利用した母親が特定妊婦の場合は、委託料に、特定妊婦 1 人につき表 4 の額を加算した額を委託事業者に支払う。

(表 4) 特定妊婦の利用に係る加算額

種別	特定妊婦 1 人につき加算する額
宿泊型	1 日につき 3,000 円
通所型	1 日につき 1,500 円

- (ウ) 広島市は、本事業を利用する乳児の兄弟を受け入れた場合又は生後 4 か月以降の児を受け入れた場合、1 日につき、委託料に表 5 の額を加算した額を委託事業者に支払う。なお、同日に宿泊型、通所型両方において兄弟や生後 4 か月以降の児を受け入れた場合、表 5 の額のうち、宿泊型の額を加算する。

(表 5) に係る加算額

種別	乳児の兄弟又は生後 4 か月以降の児を受け入れた場合、1 日につき加算する額
宿泊型	1 日につき 5,700 円
通所型	1 日につき 2,800 円

- (エ) 広島市は、宿泊型において、夜間に産後ケアに係る職員を 2 名以上配置した場合、1 日につき、委託料に表 6 の額を加算した額を委託事業者に支払う。なお、夜間は 18 時～8 時とし、配置する職員は保健師、助産師又は看護師のいずれかとする。

(表 6) に係る加算額

種別	夜間に産後ケアに係る職員配置を 2 名以上にした場合、1 日につき加算する額
宿泊型	1 日につき 8,000 円

ウ キャンセル料

利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合、事業者は表 7 のとおり利用者からキャンセル料を徴収することができる。

ただし、利用日の前々日の午後 5 時までに利用変更・中止の連絡があった場合は徴収できない。

(表 7) キャンセル料

種 別	利用者負担額
宿泊型	5,568 円
通所型	3,409 円

3 応募資格

次の項目に掲げる資格をすべて有する者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則※（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 広島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 8 年広島市要綱）に基づく指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例※（平成 24 年広島市条例第 14 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

※ 広島市契約規則及び広島市暴力団排除条例が掲示されているホームページアドレス
<http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>

4 応募方法

- (1) 応募書類の配付

ア 配布場所 「6 事業担当課」に同じ。

イ 配布時間 市役所開庁日の午前 9 時～午後 5 時

- (2) 応募書類の提出

ア 提出方法

郵送又は持参すること。なお、持参する場合は、予め事業担当課に電話連絡の上、市役所開庁日の午前 9 時～午後 5 時に持参すること。

イ 提出場所 「6 事業担当課」に同じ。

- (3) 応募書類

- ① 広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託事業者申請書（様式 1）
- ② 広島市産後ケア事業（宿泊型・通所型）委託事業者申請にかかる誓約書（様式 2）
- ③ 事業者の概要（様式 3）
- ④ 事業実施の基本計画書（様式 4）
- ⑤ 実施事業所一覧掲載依頼書（様式 5）
- ⑥ 産後ケア事業実施設の平面図（A4 判で任意様式）
- ⑦ 事業者の事業内容がわかるパンフレット等

(4) 応募上の注意事項

- ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- イ 提出された書類については、広島市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ウ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

5 診査及び結果の通知

応募書類及び必要に応じて実施するヒアリング等により審査を行い、委託事業者を決定する。なお、審査の結果は応募者に通知する。

6 事業担当課（問合せ先及び各種書類の提出先）

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市こども未来局こども青少年支援部母子保健担当

電 話 082-504-2623 ファクス 082-504-2727

E-mail ko-shien@city.hiroshima.lg.jp